

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2014

月刊

中小企業レポート

11

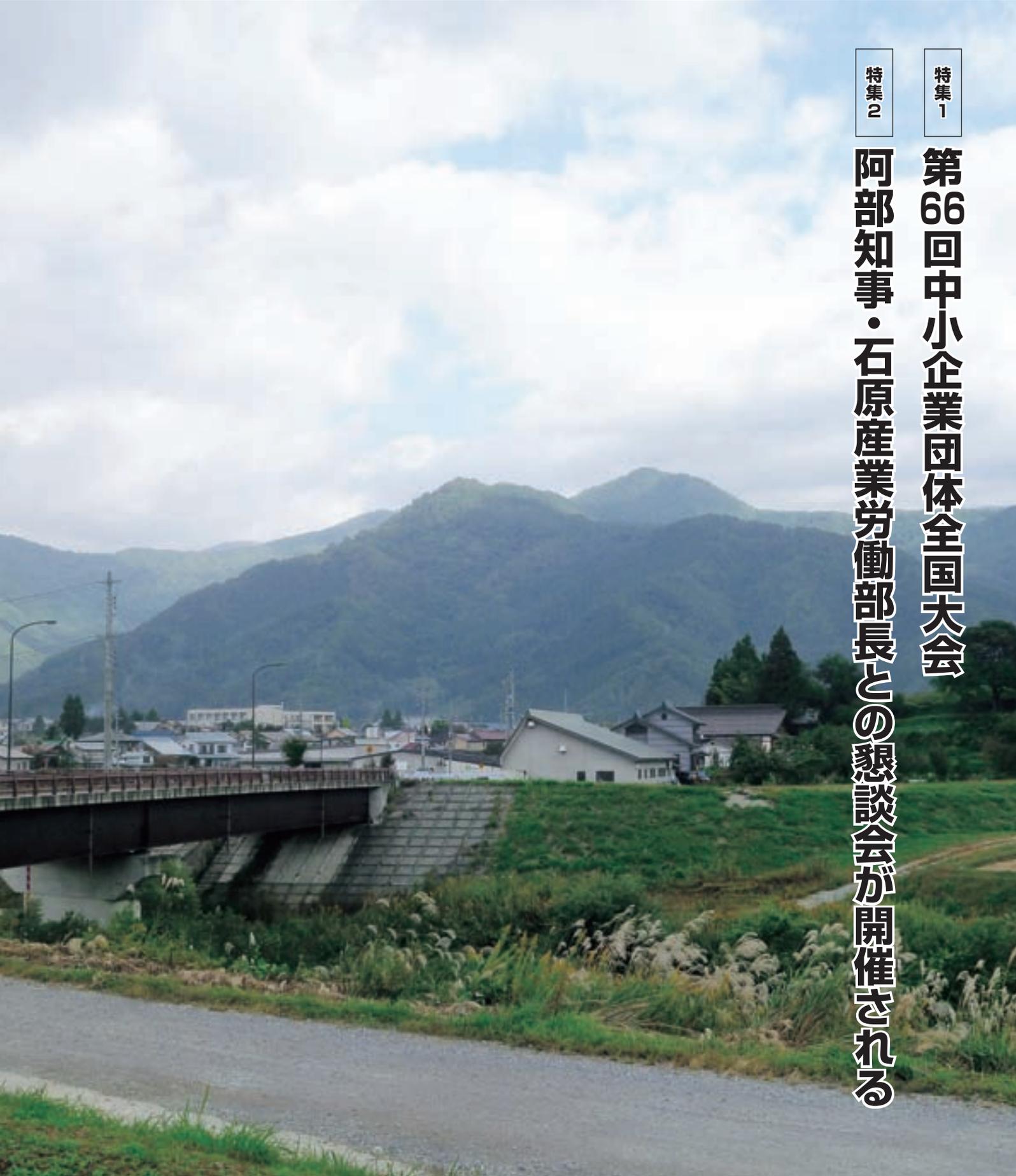
No.456

長野県中小企業団体中央会

特集2

特集1

第66回中小企業団体全国大会
阿部知事・石原産業労働部長との懇談会が開催される





お使いみち自由で、暮らしを彩る。



ご融資利率 [保証料込] * 固定金利



最優遇金利
年 **6.4%**
通常金利 年 7.8%



最優遇金利
年 **8.4%**
通常金利 年 9.8%



最優遇金利
年 **12.4%**
通常金利 年 13.8%

※保証会社の審査により、「コース1」、「コース2」、「コース3」のいずれかとなります。
※平成26年10月10日現在

ご融資金額

10万円以上300万円以内 (1万円単位)

(個人事業者向けフリーローン「パーソナルベスト」との合計で300万円以内とさせていただきます。)

ご融資期間

6か月以上7年以内

■ご利用いただける方 / ①満20歳以上完済時満75歳以下で、安定継続した収入がある方 ②株式会社クレディセゾン[®]の保証が受けられる方 ■お使いみち / 自由 (事業性資金及び旧借返済資金は除く) ■担保・保証人 / 不要 ■ご返済日 / 毎月7日 ■ご返済方法 / ①元利均等毎月返済 ②元利均等ボーナス併用返済

※店頭またはホームページでご返済額を試算いただけます。※金利は金融情勢により変更となる場合があります。※お申込時ではなく、お借入時の金利が適用となります。

※審査の結果、ご融資できない場合がございます。

お取り引きに応じて最大年**1.4%**金利優遇いたします。

※お取り引き内容につきましては、店頭またはホームページにてご確認ください。



長野県信用組合 **けんしん**

【ホームページ】<http://www.naganokenshin.jp>

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

2014

11

No.456

-
- 2 **特集1**
第66回中小企業団体全国大会
-
- 11 平成25年度補正中小企業・小規模事業者
ものづくり・商業・サービス革新事業
長野県では398件採択されました。
-
- 12 **特集2**
阿部知事・石原産業労働部長との
懇談会が開催される
-
- 16 **好機逸すべからず**
～採択企業の取り組み事例紹介～
株式会社西澤電機計器製作所（坂城町）
カンリウ工業株式会社（塩尻市）
-
- 21 **信州の里山紹介**
じょうのやま
城山（木島平村）
-



じょうのやま
《城山：木島平村》

木島平村には春と秋の年2回しか見られることができない幻の滝があります。

上流から順に雄滝・雌滝といい、雌滝の広い滝壺には大蛇が住むという言い伝えが残っています。

毎年5月8日と10月の第3日曜日には幻の滝を一目見ようと多くの観光客が訪れます。

団結は力 見せよう組合の底力!

～組合で進めよう! 中小企業の持続的発展～

第66回中小企業団体全国大会開催

10月23日(木)、東京都選定歴史的建造物に指定されている「日比谷公会堂」において、第66回中小企業団体全国大会が、組合活動の原点である“相互扶助の精神”を再確認するスローガンを掲げて開催されました。

宮沢洋一経済産業大臣、谷垣禎一自民党幹事長、山口那津男公明党代表はじめ多数のご来賓のご臨席のもと、本県から参加した74名を含めて2,000名の中小企業組合関係者が結集しました。



大会では「実感ある景気回復と中小企業・小規模事業者の持続的発展」「地域を支える中小企業の活力強化」のための13項目の要望決議提案が全会一致で採択されました。

また、優良組合の表彰が行われ、本県の3組合(全国で32組合)が表彰されました。

次回、第67回大会は、平成27年11月20日(金)沖縄県宜野湾市「沖縄コンベンションセンター」において、沖縄県では3回目となる開催を決定して閉幕しました。

大会終了後、「全国中小企業団体代表者の集い」が「帝国ホテル」で開催されました。本席には、公務ご多忙のなか、安倍晋三内閣総理大臣にも出席していただき、鶴田全国中小企業団体中央会長から大会決議文をお渡ししたのち、総理大臣から、ものづくり補助金事務局を担う中央会への評価や地域振興への想いなどをお話しいただきました。また、高市早苗総務大臣、甘利明経済再生

担当大臣、塩崎恭久厚生労働大臣、宮沢経産大臣の現職閣僚、宮下一郎財務副大臣(衆議院長野5区選出)、多くの政務官・国会議員のご臨席をいただき、活気に満ちた集いとなりました。以下に総理大臣にお渡しした大会決議の要旨を掲載いたしましたので、ご覧ください。



第66回中小企業団体全国大会スローガン

中小企業・小規模事業者の活性化税制の拡充
東日本大震災被災地の産業・雇用基盤の整備加速化
実感ある景気回復と地域活性化の実現
連携・組織化支援政策の強化

大会決議

全国中小企業団体中央会

我が国は、デフレ経済から成長経済へと移行を果たしつつあると言われる中、人口減少・超高齢社会による構造的な需要減少に加え、4月の消費増税後の売上げの減少等により、その先行きに不透明感が漂っている。

そのような中、地域の雇用者数の大部分を占め、地域経済を支えている中小企業・小規模事業者においては、人手不足や燃料・電気料金等のコスト増もあり、景気回復の実感に乏しい状況にある。

中小企業・小規模事業者は、事業を通じて地域経済への貢献とその経済活動によってもたらされた利益を享受できるよう、積極果敢に事業革新や必要な設備投資を行い、生産性向上を図らねばならない。また、消費増税、物価や仕入れ価格の上昇に伴って適正に転嫁された製品やサービスの価値が適正に評価されるよう、取引価格の適正化により、収益性向上を図っていく必要がある。

経済の好循環を全国津々浦々まで実現していくために、我々は、国及び地方公共団体が、連携・組織化、集約とネットワーク化、広域的な交流の拡大など経営資源と地域資源の補強・補完を推進すること等を通じて、全国385万の中小企業・小規模事業者の事業の持続的発展を実現するよう要望する。

平成26年10月23日

県内優良組合表彰

東信木材センター 協同組合連合会

優れた信州カラマツを
日本全国へ!!



理事長 大日方 英雄
設立年月日 昭和62年2月16日
会員数 12組合
専従者数 13人
主な共同事業 ①流通加工施設の設置及び管理運営
②素材の共同加工

そば切り発祥の地 本山そばの里企業組合

伝統の味継承
そば切り発祥の地 本山そばの里



理事長 花村 芳宏
設立年月日 平成14年1月24日
組合員数 19人
従事比率 100%
組合員比率 100%
主な共同事業 そば店の設置及び運営

上伊那自販 サービスセンター協同組合

地域の
モータリゼーションに尽くす



理事長 中山 芳一
設立年月日 昭和48年6月29日
組合員数 19人
専従者数 7人
主な共同事業 ①組合員の取扱う自転車、オートバイ、自動車およびその部品用品等の共同購買
②組合員の事業のための共同宣伝

決議内容 (抜粋)

I. 実感ある景気回復と中小企業・小規模事業者の持続的発展

1. 地域活性化と一体となった中小企業対策の実行

【要望事項】

1. 実感ある景気回復・地域再生の実現

- (1) 全国津々浦々の中小企業が景気回復を実感できるよう「改訂日本再興戦略」を迅速に実行すること。特に、改訂戦略の鍵となる地域活性化については、中小企業・小規模事業者の持続的発展と一体となった地域経済対策を講じて推進すること。
- (2) 地域再生法や中小企業地域資源活用促進法を見直し、地域活性のための法律を強化すること。特に、地域資源活用促進法については、地域のブランド化、地場製品の販路開拓、域外需要の拡大、地域ぐるみの農商工連携、地域間の広域連携を強化した交流人口の拡大、観光振興、地域内再投資などの観点から地域全体の活性化を図る骨太な法改正を行うこと。
- (3) 小規模企業振興基本法に規定する「基本計画」に基づく具体的施策を迅速に実施すること。地方公共団体やよろず支援拠点等の支援機関等との連携により、検証、改善を通じた、中小企業・小規模事業者のイノベーション、起業・創業、連携・組織化、持続的経営、事業承継・事業引継・廃業等、組織の発展段階に応じた支援策を強化すること。
- (4) すべての地方公共団体が保有するデータを公開する公共クラウドの整備・推進に当たっては、公共データの開放が中小企業の新たなビジネスチャンスに繋がるよう中小企業のIT化を強力に支援すること。中小企業が積極的にビッグデータに基づく実態資料を利活用しやすいよう提供すること。
- (5) 海外進出した企業の利益が国内に還流される

よう知的財産の現地対応の強化を支援するとともに、地域産業の人材等の経営力強化につながるような海外展開への支援策を推進すること。

また、TPP交渉の妥結については、中小企業の利便・利益の最大化に向けた取組みを行うこと。

2. 消費増税、人不足、エネルギー制約の克服

- (1) 消費税率10%への再引上げの是非については、8%への引上げの影響、中小企業の景況等を十分踏まえて慎重に判断すること。
- (2) 消費税率10%への再引上げを行う場合には、増税前の駆け込み需要とその反動減に対する十分な準備と増税負担を和らげるための内需喚起対策を講じること。
- (3) 「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」を継続するための予算措置を講じること。
- (4) 介護サービス業、建設業、運送業等を中心に広がる人手不足に対応するための若手技能者等の育成や人材確保の妨げとなる規制の緩和等を図ること。
- (5) 政府は、電気料金のコストを下げるため、石炭等の高効率火力発電の活用、LNG等の調達コストの低減、エネルギー先物市場の整備等を推進するとともに、厳正な審査の実施により厳格に安全確認がなされた原子力発電所については、地元住民の理解と納得を前提に、再稼働を実現し、電気料金の抑制と電力の安定供給を図ること。
- (6) ガソリン等燃料価格上昇分の転嫁に対する新たな支援措置を講じること。
- (7) 省エネ設備の導入、再生可能エネルギー等の活用など徹底した省エネ・新エネ対策を大胆に実施すること。

2. 東日本大震災からの着実な復興支援の加速化

【要望事項】

1. 東北の再生となる地域経済開発を推進し、新た

な雇用基盤を確保すること。

2. 速やかな復旧・復興工事が行えるよう、入札不調と技能者不足を解消するとともに、発注時期の調整・平準化等を図るなど地域の中小企業の受注環境を整備すること。

また、復旧・復興工事が効率的に進められるよう中小企業組合等への一括発注について配慮すること。

3. 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（グループ補助金）の継続と十分な予算措置を行うとともに次の措置を講じること。
 - (1) 資材価格、人件費等の高騰に配慮し、上昇分を補填する新たな支援策を措置すること。
 - (2) 事業用地の整備に不測の日数を要することから、補助事業の更なる繰越しができるよう柔軟な運用を図ること。
 - (3) 共同店舗新設や環境整備、イベント開催の事業を、既に認定を受けた商店街型グループにも遡及し、適用できるようにすること。
 - (4) グループ全体が取り組む復興事業計画（共同事業）の実施に関する新たな補助事業（新商品開発、販路拡大のための助成措置）を創設すること。
4. 集団化・団地化を促進し、緊急時の備蓄等共同施設や設備設置の事前調査、専門家派遣費用等に要する支援を継続・強化すること。
5. 社会インフラ整備とその関連事業に対象が限定されている「復興交付金制度」の対象に、被災地の産業再生のための企業誘致や製造業の集約化を追加すること。
6. インフラを整備する「津波復興拠点整備事業」の支援要件を緩和すること。

3. 東京電力福島第一原子力発電所事故の克服

【要望事項】

国と東京電力は、あらゆる手段を講じて一刻も早く原発事故を収束させ、中小企業が安心して経済活動を行えるよう最大限の支援を徹底して行うとともに、安全確保と情報公開、風評被害及び除染・廃炉・汚染水処理については次の措置を講じること。

4. 中小企業・小規模事業者の連携・組織化支援政策の強化

【要望事項】

1. 小規模企業の持続的発展を図るため、連携・組織化を含めた小規模事業者の支援を強化すること。
 - (1) 小規模企業施策の体系を示す「5カ年計画」の実行に向け、組合等連携組織対策の充実・強化を図ること。
 - (2) 中山間地域における生活基盤の確保、地域コミュニティの維持を図るための商工業の連携・組織化を促進すること。
 - (3) 個人が創業するための協働組織である企業組合制度の強化をはじめ、雇用促進を図るための創業・起業支援策の拡充を行うこと。
 - (4) 小規模企業を対象とした高度化融資は、国単独支援の下で行う制度とすること。
 - (5) 地場産業や伝統的工芸等の職人の技能伝承への支援を強化すること。
2. 人口減少・超高齢社会を迎え、地域中小企業のニーズに応じて中小企業組合制度を見直し、強化を図ること。
3. 防災・減災、被災からの円滑な事業再建、BCP（事業継続計画）策定普及、廃棄物処理等社会的な課題の解決に取り組む中小企業組合等への助成措置を強化すること。

5. 中小企業団体中央会の支援体制の強化・拡充

【要望事項】

1. 中小企業等協同組合法に規定する中小企業団体中央会の事業を毎年度確実に遂行できるよう、中小企業連携組織対策推進事業を拡充・強化すること。

国は、中小企業団体中央会の取り組む連携組織対策推進事業の予算が安定的に確保・増額されるよう、都道府県への働きかけをさらに強化すること。
2. 組合が行う新商品・新サービスの開発、新市場開拓を効果的に行うコーディネート力の向上を図るため、中小企業大学校等における中央会指導員

及び組合関係者等の人材育成体制を拡充すること。

6. 公正な競争環境の整備

【要望事項】

1. 不公正な取引方法に対する規制強化

- (1) 独占禁止法の行政調査における事業者に対する適正手続を保障する措置を講じること。
- (2) 優越的地位の濫用や不当廉売、不当表示などの違反行為に対して一層積極的かつ迅速に対処するとともに、差別対価に関する運用指針を早急に作成し、大手スーパー・量販店の巨大化を踏まえた適正な競争ルールを確立すること。
- (3) 不公正取引の影響が顕著な業種について、新たに不当廉売や優越的地位の濫用等に関する業種別ガイドラインを作成するとともに、制定後20年以上経過している「流通取引慣行ガイドライン」を見直すこと。
- (4) 景品表示法改正に伴い新たに設けようとしている「課徴金制度」について、課徴金の対象を悪質な事案に限定し、不当利得を超えた課徴金を課すような制度にはしないなど、中小企業者の意見を踏まえて慎重に検討すること。

2. 下請法の厳格な運用と周知徹底

- (1) 円安等による原材料費高騰分を価格転嫁できず、実質的に対等な取引ができない中小企業の自立性が損なわれることのないよう、立入検査を含め下請代金支払遅延等防止法を厳格に運用すること。
- (2) サプライチェーンの強靱化を図るための業種別下請ガイドラインの業種拡大と周知徹底を図ること。

7. 官公需対策の推進・強化

【要望事項】

1. 官公需対策の拡充

- (1) 防災・減災等に向けた社会資本を整備するための公共調達を行い、耐震対策を含め災害に強い地域づくりを通じた官公需対策を推進すること。
- (2) 国等は、「平成26年度中小企業者に関する国

等の契約の方針」で示した中小企業・小規模事業者向けの契約目標額及び過去最高となった目標率について、執行の平準化を図りつつ、目標を上回る契約実績を達成すること。

- (3) 競り下げ方式（リバースオークション）の導入は絶対に行わないこと。
- (4) 公共調達に当たっては、採算性を度外視した低価格入札が行われないようにするため、国等は最低制限価格制度を導入するとともに低入札価格調査制度を厳格に活用することにより、適正価格での発注を行うこと。
- (5) 各発注機関は、分離・分割発注の推進に努めること。
- (6) 少額随意契約をにさらに活用するとともに、その適用限度額の大幅な引上げを図ること。
- (7) 業種業態にあった資格等級（ランク制）区分を見直すとともに、これを厳格に実施すること。
- (8) 業種や品目の実態に即した契約形態を採用すること。
- (9) きめ細かな官公需相談業務を展開するため、「官公需総合相談センター」への予算措置を講じるなど充実・強化すること。

2. 官公需適格組合の更なる活用

- (1) 国及び地方公共団体は、官公需適格組合制度の周知徹底及び受注機会の増大を図ること。
- (2) 官公需適格組合が公共性のある施設や工作物等であって一定金額以上の工事を受注しようとする場合に必要とされる監理技術者について、組合員企業からの在籍出向を認めること。

II. 地域を支える中小企業の活力強化

1. 資金調達の円滑化と改訂成長戦略を具現化する金融支援の強化

【要望事項】

1. 中小企業の資金調達の円滑化

- (1) 中小企業の多様なニーズに合った各種金融支援策を継続・拡充すること。

特に、円安による原材料・燃料等コスト増に伴う資金繰り、震災復興の資金需要、設備投資資金需要に万全の措置を講じること。また、小規模企業の振興発展を図るため、各種低利融資や、信用保証料の減免を行うこと。

- (2) 金融機関によるコンサルティング機能をより一層発揮するなどの中小企業金融円滑化法終了後の出口戦略を一過性のものとせず、特に、地域金融機関の融資企業に対する経営改善・生産性向上・体質強化への支援を引き続き強化すること。また、引き続き貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう、金融検査マニュアル及び監督指針のもと検査、監督を徹底すること。
- (3) 公的金融機関である商工中金や日本政策金融公庫の役割・機能が引き続き発揮されるよう十分な措置を講じること。特に、商工中金は組織金融の担い手として、引き続き十分な政策機能が発揮できるよう必要な措置を講じること。
- (4) マル経融資（小規模事業者経営改善資金融資制度）の拡充を行うこと。特に、マル経融資の利子補給制度は、自治体単位でなく、国レベルでの利子補給制度とすること。
- (5) 中小企業倒産防止共済金の貸付を受けた者に対する貸付時の共済金額の10分の1控除の廃止等、貸付制度を見直し、共済加入者の負担を軽減すること。
- (6) 小規模企業共済制度を拡充し、小規模企業の円滑な廃業支援を行うこと。
- (7) 高度化融資制度を拡充し、積極活用可能な制度へと再構築を図ること。中小企業基盤整備機構が自ら小規模事業者で組織する組合や卸商業団地及び都道府県に融資する高度化融資制度を創設すること。また、個人保証については、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、弾力的に運用すること。返済条件、商店街組合の参加率等の緩和等についても利用組合員への支援及び再チャレンジへの支援の観点から一層弾力的に運用すること。
- (8) セーフティネット保証5号認定の対象業種が減少したが、多くの中小企業が未だ景気回復の実感を得ていない状況にあり、対象を維持するとともに信用保証協会等の基金補助金を十分確

保すること。

- (9) 協同組織金融機関である信用組合等の地域金融機能を今後とも堅持すること。
 - (10) ゆうちょ銀行の業務拡大が、協同組織金融機関の現場や中小企業の金融の円滑化に無用の混乱を来たさぬよう十分な配慮と必要な措置を講じること。
2. 改訂成長戦略を具現化する設備投資等金融支援
 - (1) 「経営者保証に関するガイドライン」を遵守し、不動産担保や人的保証に過度に依存しない融資慣行をより一層推進するよう、国は各金融機関に対し本ガイドラインの周知徹底を図ること。
 - (2) 認定支援機関と国、自治体、専門家が連携し、中小企業の設備投資及び新事業展開等のための新たな資金ニーズの対応について万全を期すること。
 - (3) 創業・起業支援策を拡充すること。特に、日本政策金融公庫が行う創業時の計画立案・金融支援等はその機能を継続・強化できるよう措置を講じること。また、後継者が不採算部門から撤退し、新分野に挑戦する等の第二創業を行う際の支援策を拡充すること。
 - (4) 信用保証について、審査の弾力化、審査期間の短縮や迅速な手続き、事務の簡略化、各種保証制度のPRの充実等を図ること。

2. 中小企業・小規模事業者の活性化税制の拡充

【要望事項】

1. 中小企業税制の縮減反対
 - (1) 法人事業税の外形標準課税の中小企業への適用拡大を絶対に行わないこと。
 - (2) 中小企業の欠損金繰越控除の利用制限を行わないこと。
 - (3) 中小法人向け租税特別措置について、所得による利用制限を行わないこと。
 - (4) 留保金課税の中小企業への拡大は行わないこと。
2. 消費税の適正な転嫁等の万全な対策の実施
 - (1) 中小企業の適正な価格転嫁や価格表示の改定が円滑に図られるよう、万全な価格転嫁対策を

行うこと。

- (2) 今次の消費税率の引上げは単一税率を維持すること。
- (3) 中小企業の負担軽減措置である免税点や簡易課税制度を維持すること。
- (4) 個別消費税（ガソリン税、自動車取得税、酒税、タバコ税）に係る消費税の上乗せ課税は早期に解消すること。
3. 事業用資産の承継を促進する税制
4. 中小企業の経営基盤の強化を図る税制の拡充
5. 地域中小企業の負担軽減
6. 組合関係税制
 - (1) 企業組合、協業組合も含めて、中小企業組合の法人税の軽減税率を11%以下に引き下げ、恒久化を図るとともに、適用年間所得を大幅に引き上げること。
 - (2) 効率的に設備過剰の解消を図るよう組合が計画した設備廃棄、設備集約化に対する減免措置を講じること。
 - (3) 個人の創業と雇用創出を担う企業組合の設立促進に向けて、設立後5年間法人税を免除するなどの税制措置を講じること。
 - (4) 団地組合の組合員の倒産等により、団地内不動産を一時取得する場合の登録免許税・不動産取得税について減免措置を講じること。
 - (5) 事業協同組合等に対する法人住民税（均等割）については法人税率と同様に一律の軽減税率を適用すること。
 - (6) 協同組合等の貸倒引当金の繰入限度額を貸倒実績率又は法定繰入率を用いて算出した繰入限度額の12%増しとする措置の適用期限を延長すること。
 - (7) 保険会社等の異常危険準備金の損金算入の対象に特定共済組合を含めること。
 - (8) 地震保険料控除制度に地震火災費用見舞金、地震見舞金を給付する火災共済も対象とすること。
 - (9) 共同施設の借入金償還に係る賦課金と減価償却費との差額への非課税措置を講じること。
 - (10) 高度化資金の返済金や高度化資金で建設した施設の修理費等を組合が積立金に繰り入れたときは、全額損金算入できるようにすること。

- (11) 商品券の未引換分の収益計上の時期の規定の延長など法人税基本通達に定めた規定を見直すこと。

7. 経済社会の変化に対応した税制改正

- (1) 企業会計上費用とみなされている退職給与引当金、貸倒引当金、退職給付引当金を損金扱いとすること。
- (2) 納税協力費用相当分の税額控除制度を創設すること。
- (3) 社会保障・税番号導入時に際しては、事業者の新たな納税事務負担等を図るための対策を具体的に示すこと。
- (4) 震災復興、地域貢献に取り組む中小企業団体中央会に対する寄附金制度を拡充すること。

3. 商店街等及び中小小売商業の活性化支援の拡充

【要望事項】

1. 商店街・共同店舗等に対する支援の拡充

- (1) 商店街組織が行う身近で快適な商店街づくり、地域住民の安心・安全な生活環境を守るための施設・設備等の整備を促進すること。
- (2) 空き店舗対策として開業率が廃業率を上回るよう起業、創業・第二創業に対する支援等を充実させるとともに、商店街や共同店舗の空きスペースの入居費や改装費等に対する助成を行うこと。
- (3) 地域コミュニティ機能強化のため、中小商業者等が行う買い物弱者に対する生活利便性の向上や災害・防災などの地域の課題解決に向けた取組み及び人材育成支援のための「にぎわい補助金」（地域商店街活性化事業）を継続・拡充すること。
- (4) 商店街や共同店舗等における外国人旅行者向け消費税免税店の拡大とその申請の簡素化を図ること。
- (5) 市街地や商店街等の駐車違反取締り地区における、積み卸し業務可能な駐車スペースの確保等、業務に配慮した対策を講じること。

2. まちの機能の維持・活性化、中心市街地の再生支援

- (1) まちづくり3法（大店立地法、中心市街地活性化法、都市計画法）の見直しの趣旨を踏まえた運用を速やかに実行し、コンパクトシティを国主導で推進するとともに中心市街地活性化の起爆剤となるプロジェクトに対して集中的支援を行うこと。空き店舗・空き地の活用の推進主体となるまちづくり会社の機能強化を図るとともに、地域商業の再生のための魅力発掘等のための支援事業を強化すること。
- (2) 「大規模集客施設に対する立地規制」を緩和する都市計画法の見直しは行わないこと。
- (3) 大規模集客施設の郊外開発行為に対する厳格かつ適正な対処、大型店のまちづくりのゾーニング条例、商店街活動への協力等の地域貢献条例やガイドラインの制定を促進すること。
- (4) 中心市街地活性化のインセンティブとなる大胆な税制措置を行うこと。

4. 連携による中小流通業・サービス業の生産性向上の推進

【要望事項】

1. 中小流通業対策の強化
 - (1) 中小商業振興法（仮称）を制定し、卸売業と小売業を一体として振興・育成すること。
 - (2) 流通業務市街地整備法や都市計画法による業種制限等を緩和するとともに、卸団地内の空き店舗に対する支援を創設すること。
 - (3) 円安等を要因とする燃料価格の高騰等で苦しむ中小運輸業の健全かつ安定した経営実現のための支援を強化するとともに、整合性ある高速道路の整備・利用政策を実施すること。
2. 中小サービス業の生産性の向上等
 - (1) 連携による新たなサービスの開発、デザインの高度化やIT投資など中小サービス業の生産性の向上を強力に推進すること。
 - (2) 観光立国実現のため、官民をあげた組織的なブランド化など外国人観光客増加のための施策を実施すること。観光・集客交流の促進のため、査証発給要件の緩和、国際会議、国際見本市・展示会等の開催など、その誘致に積極的な支援策を講じること。

- (3) 医療・介護分野と中小サービス業との医商連携の取組みへの支援策を講じること。
- (4) インターネット販売の振興に当たっては、消費者保護の観点から商品特性に応じて品質や取引方法における安全・安心の確保を図るルールづくりを行うこと。

5. 社会保障制度の見直し

【要望事項】

1. 社会保障制度の見直しに当たっては、将来にわたって安定的な抜本的制度改革を行うとともに、中小企業の経営実態や意見を踏まえ、過度な事業主負担とならないよう十分に配慮し検討すること。
2. 中小企業の維持・発展を阻害することがないように、厚生年金・健康保険の保険料の安易な引上げは行わないこと。
3. 全国健康保険協会（協会けんぽ）への国庫補助率を上限である20%まで引き上げるとともに、公費負担の拡充をはじめ高齢者医療制度を抜本的に見直すこと。

6. 中小企業の実態を踏まえた労働・教育対策の推進

【要望事項】

1. 労働基準法の見直し
働き過ぎ防止のための取組み強化策としての、裁量労働制の新たな枠組みの構築、フレックスタイム制の見直しを始めとする労働時間法制の見直しに当たっては、中小企業の雇用実態や意見を踏まえて柔軟な働き方ができる仕組みづくりを検討すること。
労働基準法改正による時間外割増賃金率の引上げは、中小企業については60時間超の割増賃金率の適用が猶予されているところであるが、法施行3年経過後の再検討時期となる見直しに当たっては、中小企業の実情を十分に配慮し検討すること。
2. 障害者雇用促進法改正に伴う中小企業への配慮と中小企業支援策等の充実
 - (1) 障害者雇用にかかるガイドライン策定に当たっては、中小企業事業主にとってわかりやすく

- 過度の負担とならないよう十分に配慮すること。
- (2) 障害者雇用に積極的に取り組む中小企業への各種支援策の充実と社会的な評価の仕組みづくりを行うこと。
3. 労働者派遣制度の在り方についての見直し
- 労働者派遣制度の見直しに当たっては、必要な労働力を迅速に確保したいという中小企業の高いニーズがある実情を十分に考慮し、できる限りわかりやすい仕組みの制度にすること。
4. 地域の中小企業の実情を踏まえた最低賃金の設定
- 最低賃金の設定については、公労使三者が話し合いを通じて法の原則及び目安制度を基にするとともに、地域の経済情勢、雇用動向、中小企業の生産性の向上の進展状況等を踏まえた上で設定を行うこと。また、特定最低賃金は、地域別最低賃金に屋上屋を架するものであり、早急に廃止すること。
5. 雇用保険制度の機能強化
- (1) 雇用保険制度の安定的な運営のため、国庫負担割合を本則どおり原則4分の1に復帰させること。
- また、中小企業の厳しい経営環境の中で、雇用保険積立金の状況を踏まえ、雇用保険料率の引下げを行うこと。
- (2) 雇用保険二事業については、引き続き関係コストの削減をはじめ、給付内容の見直し、業務全体の改革推進等の抜本的な見直しを行うこと。
6. 「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」の継続実施
- 地域の中小企業の若手人材の確保・育成・定着を支援するため、「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」の事業内容を引き続き実施すること。
7. 国による職業訓練機能の充実・強化
- 中小企業の従業員的能力開発への体系的支援、地域産業を支えるものづくり等の技能者の育成、中小企業の技術・技能継承への支援、技能検定制度の充実を強力に推進すること。
- また、中小企業の従業員的能力開発制度の見直しに当たっては、地方公共団体の活用等、地域の職業訓練ニーズが的確に反映される仕組みとなるような制度とすること。
8. ワーク・ライフ・バランスの推進
- (1) 中小企業のワーク・ライフ・バランスの推進のため、専門家によるアドバイスや各種助成制度の整備・拡充、税制・金融面での優遇措置など中小企業の実情に応じた支援策を講じること。
- (2) 改正次世代育成支援対策推進法令の運用に当たっては、中小企業に対し適正な制度運用を行うための周知徹底を図ること。
- また、「次世代育成支援対策推進センター」への支援策の強化を図ること。
- (3) 改正育児・介護休業法の完全施行に当たっては、中小企業に対し適正な制度運用を行うための周知徹底を図るとともに、中小企業の実情に十分配慮した支援を行うこと。
- (4) 中小企業が共同で設置する保育施設について助成・支援策を強化すること。
9. キャリア教育・職業教育の推進
- キャリア教育・職業教育に当たっては、学校教育の各課程において一貫した教育を行うキャリア教育・職業教育の推進とともに、関係省庁の連携の下、教育機関と中小企業が一体となって推進すること。
10. 外国人技能実習制度の適正な見直し
- (1) 外国人技能実習制度の見直しにおいて、実習期間の延長（又は再技能実習制度の創設）、受入れ対象業種の拡大、団体監理型における事業協同組合等の組合員の受入れ人数枠の拡大を行うこと。
- (2) 外国人技能実習生の在留資格の審査に係る在留資格認定証明書交付申請等の提出書類を簡素化並びに本審査を迅速化すること。
- (3) 外国人技能実習生の厚生年金保険、雇用保険の加入については、特例措置を設けて全額免除すること。
11. 中小企業における女性人材の活躍推進に対する諸施策の充実・強化
- 女性人材の活躍推進の普及・啓発・拡大を図るため、中小企業に対する諸施策の充実・強化を行うこと。

平成25年度補正中小企業・ 小規模事業者ものづくり・商業・ サービス革新事業 長野県では398件採択されました。

平成26年9月29日に「平成25年度補正中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」に係る補助金2次公募の採択事業者が公表となり、長野県では129件の事業が採択されました。平成25年度補正分合計では398件の事業が下記のとおり採択されました。

これで本事業に関する公募は終了となります。1次公募からの採択数詳細は以下の通りです。

※地区は県の地方事務所単位

地区	申請数	採択数	採択率	事業類型別採択数			革新的サービス
				成長分野型	一般型	小規模事業者型	
佐久	77	27	35.1%	5	21	1	3
上小	76	28	36.8%	9	18	1	6
北信	33	9	27.3%	1	8	0	1
長野	210	75	35.7%	14	58	3	12
大北	11	1	9.1%	0	1	0	0
松本	137	64	46.7%	16	46	2	8
木曾	9	4	44.4%	1	3	0	0
諏訪	214	114	53.3%	17	89	8	3
上伊那	122	35	28.7%	12	22	1	4
下伊那	104	41	39.4%	20	21	0	1
合計	993	398	40.1%	95	287	16	38
全国	36,917	14,431	39.1%				

長野県地域事務局では、各地で交付申請書作成に関する説明会を開催。10月20日現在で255件が交付決定となり、一部では中間監査を開始しています。本事業では、1件当たりの補助金単価から推計すると、補助金総額では、約35億円程度となります。

現在、平成24年度補正予算による「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金」につきましても、補助金支払をすすめています。10月20日現在では276件が事業完了し、補助金総額で約23億7千万円を交付させていただきました。1件当たりの補助金



交付申請説明会（諏訪会場）



中間監査（株式会社みすずコーポレーション様）

単価から推計すると補助金総額は約29億円程度になります。

最近の業況では、消費税増税による景気の低迷が懸念されています。本事業は、経済対策の一環として計画された事業でもあります。このため、長野県地域事務局としましては、事業の円滑な実施をサポートし、迅速に補助金を交付することにより、長野県地域経済の回復と活性化に寄与できればと取り組んでいます。

今後も皆様の本事業に対するご理解・ご協力をお願いいたします。

阿部知事・石原産業労働部長との研修懇談会を開催しました

阿部守一知事、石原秀樹産業労働部長、吉澤猛産業政策課長と、本会副会長・正副支部長・青年中央会正副会長との研修懇談会が、10月20日（月）ホテルメトロポリタン長野で開催されました。

本会からは、今年度取り組んでいる「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」「地域商店街活性化事業（にぎわい補助金）」「地域中小企業人材確保・定着支援事業」「地域人づくり事業」などの現状報告と、平成29年度本県開催を含めた第70回までの「中小企業団体全国大会」の実施計画の説明を行ったのち、石原部長による「長野県中小企業振興条例と産業政策」に関する研修を受け、阿部知事の講話をいただきました。

知事講話

人口減少対策に取り組めます

阿部守一 長野県知事

まずもって、このたびの御嶽山噴火によりまして被災されました皆様に心から哀悼の意を表する次第です。山を愛する方々、御嶽山を愛する方々に、紅葉シーズンの土曜日、お昼時という、最悪のタイミングで噴火が襲いかかるといことは、まさに痛恨の極みです。政府も非常災害対策本部を県庁内に設置し、長野県、自衛隊、警察、消防の力を結集して救助活動にあたりましたが、3000m級の山頂付近は既に冬を迎えるという厳しい環境のなか、行方不明の方を残して捜索を中断せざるを得なかったことは、慚愧の念に堪えないところでございますが、ご理解をいただきたいと思っております。木曾地域の皆さんの生活再建に引き続き全力で取り組んでまいります。

「人口定着・確かな暮らし実現会議」の設置

さて、本日は中央会の主要役員の皆さんとの懇談ということで、2期目の想いなどを述べさせていただきます。1期目におきましても、県民の皆さんのご意見などいろいろな審議会やミーティングなどでお聞きしてきましたが、まだまだ十分でないと思っています。2期目就任の県職員に対する挨拶でも「一方通行の行政ではいけない。自分の仕事に想いを持って県民の皆さんに伝えてください」と言いました。

現在、本県行政にとっても、皆さんの経済界にあっても、重要なテーマは人口の減少ではないでしょうか。経済界にとっては、働く人のベースである生産年齢人口の減少、行政にとっては若年者の減と高齢者の増となります。お手元に本県の人口増減の要因についてグラフをお配りしました。

「自然動態」は、出生者と死亡者の差、「社会動態」は転入と転出の差を表します。平成13年までは自然増が社会減を補い、人口は増加していました。平成16年からは自然動態が減少に転じて減少幅も拡大傾向にあります。社会動態は、経済活動にも関連しますので、平成2年から12年までは長野オリンピックの経済効果もあって増加していましたが、平成13年以降は人口流出が続き、自然

減と社会減が相まって人口減少が続いています。物を買う人、サービスを受ける人が減っていくわけですから、今と同じことをしていたのでは、事業の売上げも減りまじ、手をこまねいていけば働いてくれる人も減っていくことはご理解いただけることと思っております。ここまで来ている以上、ある程度の人口減少が進むことは避けられないとしても、なすがままに減っていくことは阻止したいとの考えから、市町村や経済団体などの参画を得て「人口定着・確かな暮らし実現会議」を設置しました。

「社会増の実現のために」

過去の施策は、人口の増加を前提として構築されてきました。現在では、もはや次元の違う展開となっています。「まち・ひと・しごと地方創生」構想では、本県もいろいろなピンチのなかにありますが、後ろ向きに考えずに、ピンチは何かをできるチャンスと捉えることを是非皆さん方と共有していきたいと願っています。

人口の減少は、日本全体の危機であることを国民全体で共有して、そして本県は本県で、みんなで本気で考えていかなければならない問題です。交通インフラに関する権限は、ほとんど地方にはありません。まだまだ改善等のご要望はあるとは思いますが、新規に作らなければならないものは、揃いつつあるとも感じています。今あるものをより有効に活用していき、若い人と夢が持てる社会を創るための事業に公的資金を振り向けるよう、皆さんとともに提案したいと希望しています。

「銀座NAGANO しあわせ信州シェアスペースを開設します」

10月26日（日）午前11時、銀座5丁目に「銀座NAGANO しあわせ信州シェアスペース」がオープンします。このスペースは、他県のようなアンテナショップにとどまらず、本県に息づく個性豊かな文化と風土など「信州のしあわせ」を全国の方々と分かちあいたい、との想いから開設いたしました。このスペースで、多くの方が魅力的な「信州」の「ヒト」「コト」「モノ」を体感し、社会増の一助となればと思います。中央会の皆さんからの問題提起なども是非いただき、意識の共有をすすめていきたいと考えています。

「銀座NAGANO しあわせ信州シェアスペース」 がオープンしました。

阿部知事講話にある

信州の古民家をイメージした店内には信州を代表する食や工芸品、ワイン、日本酒などの物産品が販売されています。ほかにも信州の資源活用を希望する事業者が商談などに使えるコワーキングスペースや、移住交流、就職相談センターも設置されています。

皆様のご来訪、ご活用をお待ちしています。

詳しくは銀座NAGANOホームページ

<http://www.ginza-nagano.jp/>をご覧ください。



画像提供：長野県

石原産業労働部長 ご説明

長野県中小企業振興条例と産業政策

御嶽山の噴火災害については、心からお見舞い申し上げます。木曾地域については夏の豪雨災害に続いてのことで、地域経済への影響が大変心配されるところですが、これからも経済対策など積極的に行っていきたいと存じます。



さて、本年3月20日（木）に施行された「長野県中小企業条例（以下、条例）」についてお話をいたします。条例において、中小企業は、県の経済、産業の原動力としてももちろんのこと、地域づくりの担い手として重要な存在であると位置づけています。今では世界に冠たる企業となったホンダ、パナソニックそしてソニーも、スタートは町工場、中小企業であったことはご承知のとおりです。この条例は前文が長いという特徴があります。そこには、意欲ある中小企業を地域をあげて振興していこうという県の思いが込められています。条文には、そのために何をしていくべきか、各関係先の役割を明確にいたしました。条例各条についてはお手元にお配りしたパンフレットをご覧ください。

そして、条例の思いを具体化するための施策ですが、県の産業施策のほとんどが中小企業のための施策となっています。お手元のパンフレットに本年度実施する中小企業振興施策を掲載しています。中小企業が弱いとされるマーケティングについては、見本市に県のブースを取り、1社では出店料等が厳しい企業にも出展しやすくする事業や、マーケティング支援センターに

経験豊富な人材を配置して相談・助言できるよう支援体制を整えています。

また、後継者が不在のために事業の継続が困難な中小企業に対応するため、事業引継ぎ支援センターを開設しています。センター事業によって、後継者難から廃業を検討していた老舗和菓子店の相談に対して、若手人材の希望者を発掘して、修業に入り継続しているという事例もございます。

その他にも、各種技術開発支援、子育て女性の就業促進、人づくりのため、上田の県工科大学の姉妹校の設置、6次産業による地域活性化と連携する、しあわせ信州食品開発センター整備などの事業に取り組んでいます。地域振興の主役は中小企業の挑戦と思っています。ぜひ皆様にご活用いただきたいと存じます。

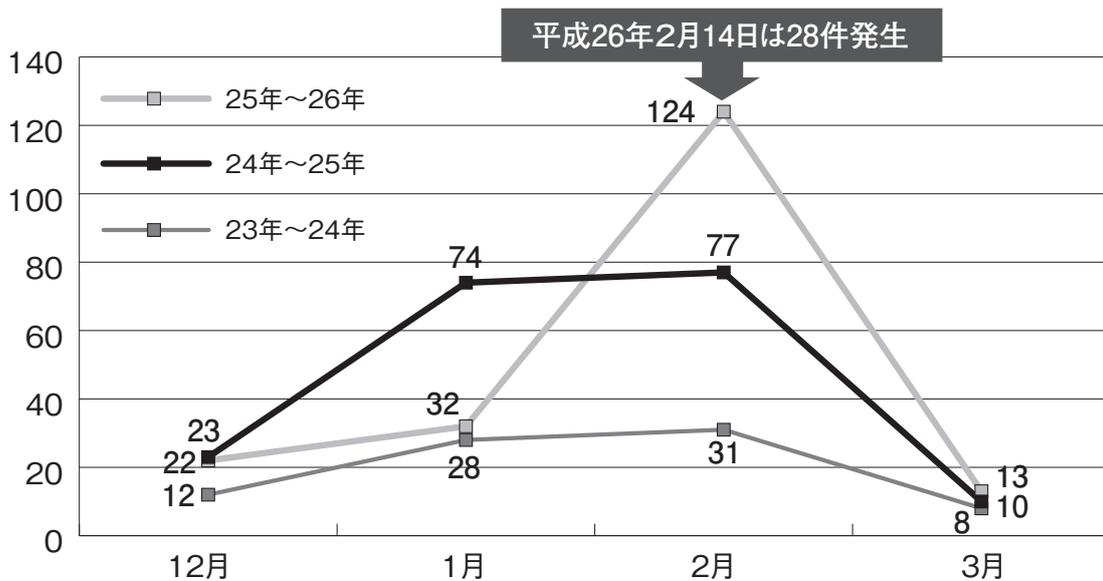
地域振興のひとつとして、2016主要国首脳会議（サミット）の招致を行っています。軽井沢を主としていますが、県内各地での関連イベント等の開催も計画していますので、こちらにも皆様のご協力をお願いいたします。

最後に、11月28日（金）に「一日中小企業庁 in 信州」が松本市で開催されます（内容は本誌奥付に掲載してございますのでご覧ください）。皆様のご参加をお待ちしております。



冬季には 労働災害が多発する傾向があります!!

積雪・凍結・寒冷を原因とする転倒災害件数



今年の2月14日の豪雪以降、出勤時に車から駐車場に降りるとき、駐車場から事務所に向かって歩行中、除雪作業中、事務所等の出入り口を歩行中に、凍結面で滑って転ぶ転倒災害が多発しました。



積雪・凍結・寒冷を原因とする転倒、墜落、交通事故などの労働災害が多発する傾向にあります。

本格的な冬季を迎えるにあたり、すべての職場で、冬季労働災害防止対策を実施しましょう。



長野労働局 健康安全課

【長野市中御所1-22-1 TEL:026-223-0554】

ご存じですか？

長野県中央会の共済制度



Jプラン

(普通傷害保険)

従業員の業務上のケガのリスクから企業経営を守ります。個別で加入するより保険料が約59%割安*1となります。保険料は全額損金処理が可能です*2。

(*1) 団体割引30%、過去の損害率による割引35%、大口契約割引10%を適用しています。

(*2) 条件によっては損金処理できないケースもあります。詳細については税理士または税務署にお問い合わせください。

※Jプラン(普通傷害保険)引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社

※三井生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。



三井生命



特退共

(特定退職金共済制度)

従業員さまの定着が図れ、全額損金計上で安定した退職金準備ができる共済制度です。

生命保険

『長野県中央会団体扱*で、月払契約の場合、一般扱(口座振替扱月払等)でご契約いただくよりも個人契約の保険料が割安になります!』

*長野県中央会団体扱とは、長野県中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社に払い込む取り扱いのことです。

※一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせ願います。

※記載の内容は、平成26年10月現在の税制等に基づくお取り扱いで、今後変更となる可能性があります。

※詳しくは、「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「退職金共済規定」を必ずご覧ください。

お問い合わせ・ご案内を最寄の三井生命で承っております。

	営業部	住 所	電話番号
北信	長 野	〒380-0824 長野市南石堂町1282-16	026-226-2820
	松 本	〒390-0811 松本市中央1-21-8	0263-35-8519
中信	あづみ野	〒399-8302 安曇野市穂高北穂高2865-2	0263-84-0256
	上 田	〒386-0023 上田市中央西1-14-26	0268-24-2755
東信	東 御	〒389-0517 東御市県135-1	0268-64-5413
	佐 久	〒385-0043 佐久市取出町561	0267-62-0358
南信	飯 田	〒395-0086 飯田市東和町2-33-5	0265-24-4980
	諏 訪	〒392-0012 諏訪市四賀赤沼1730-1	0266-52-1356

三井生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 松本市中央1-21-8

TEL:0263-34-3585

B-26-1289 (H26.9)
三井-KB-26-518

好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.27

株式会社西澤電機計器製作所（坂城町）

ビジョンを掲げ積極的に企業買収を展開し、計測器から医療・福祉機器分野へと事業を拡大。

医療・福祉機器分野をもう一本の柱に

西澤電機計器製作所は創業以来、電気計測器の開発・製造メーカーとして成長。自社で完成品まで一貫生産できる強みを活かし、学校教材用キットテストでは国内トップシェアを誇ります。



拡大読書器



自動ページめくり器「ブックタイム」。経産省「今年のロボット大賞2008」最優秀中小ベンチャー企業賞受賞

同社が岐路に立たされたのは、バブル崩壊後の1990年代後半のことでした。主力の計測器の売上高が半減。それを受けて、創業者である先代社長が新市場開拓に向けてビジョンを宣言します。「少子高齢化の時代、医療・福祉機器分野をもう一本の柱に立てよう」。2000年のことでした。

厳しい状況にあっても着実に開発を進め、05年、自動ページめくり器「ブックタイム」を信州大学などとの産学官連携で開発、発売。いよいよ福祉分野に参入します。これが縁となり、眼科医療機器メーカー「ナイツ」から拡大読書器の事業を譲り受け、10年に同社を子会社化。07年には生体計測機器・発汗計メーカー「スキノス」を買収し、発汗計の開発・製造にも着手しています。

現在、同社の売上げは計測器分野が55%、医療・福祉分野が45%。「2000年の宣言から10年で福祉機器、生体計測機器、医療機器への参入を果たすことができました。薬事法の壁が厚い中、企業買収によって着実に実現できたのが大きかった」。12年1月急逝した父（先代社長）の跡を継いだ西澤孝枝社長はそう振り返ります。

産学官連携で研究開発に力を入れる

同社ではものづくり補助金を活用し、目の不自由な方向けの支援機器である拡大読書器の開発に取り組みました。競合三社は全て輸入商社であり国内生産品は同社が唯一。

「縦書き文章も読みやすく、コンパクトな設計を重視した“日本人のため”の製品づくりを志向した」と開発を担当した技術部の百瀬英哉部長。「縦書き・横書きにスムーズに対応できる可動式テーブルの作り込みと、使いやすいデザインを追求。外部の一流の設計者、デザイナーと一緒に仕事ができ、大いに勉強になりました」。

その成果が実り、同製品は2014年度グッドデザイン賞を受賞。西澤社長は「補助金に採択されたことで背中を押していただきました。それがなかったら、このハードルの高い開発はできなかったと思います」と感慨深げです。

同社では今後、産学官連携も積極的に進めながら研究開発に力を入れ、医療・福祉機器分野で販路を持つ強みを活かした商品づくりを進めていく計画です。



2014年度グッドデザイン賞を受賞



スポットイルミネーター付サージカルルーペ
(2014年度グッドデザイン賞受賞)



株式会社西澤電機計器製作所

代表者 代表取締役 西澤孝枝
創業 1960（昭和35）年1月
資本金 2,000万円
本社 埴科郡坂城町坂城6249



TEL.0268-82-2900 FAX.0268-82-1730

事業内容 電気計測器の研究開発・製造販売、福祉機器の研究開発・製造販売、医療機器の製造販売

好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.28

カンリウ工業株式会社（塩尻市）

小型精米機市場で全国約30%のシェア。
独創的な技術とアイデアできらりと光る企業へ。

「カンリウ」の社名は特許技術から

プロ農家やお米屋さん向けの小型精米機市場で全国約30%のシェアを持つ、カンリウ工業。その歴史は1925年、松本市出身の創業者が大阪で「大阪精米機製作所」を創業したことから始まります。終戦間際に松本市に疎開。61



「大阪精米機製作所」時代の環流式精米機

年現在地に移転したのを機に社名を「カンリウ工業」と変え、現在に至ります。

「カンリウ」の由来を藤森秀一社長に聞くと明快な答えが返ってきました。

「カンリウとは、当社の特許技術である“環流式”からきています。精米機の中で米を循環させ、米同士の摩擦によって表面の糠を取り除いて白米に仕上げる技術です」

環流式のメリットは、米に無理をかけずに精米するため、おいしい米に仕上がる。ただ処理が丁寧な分、精米時間がかかるのが難点です。それに対し、処理スピードが速く利便性にすぐれた「一回通し型」が登場し、現在はこちらが精米機の主流。性能向上により米の仕上がりも変わりません。「しかし循環型（環流式）は、こだわりを持つプロの農家やお米屋さんにも根強く支持され、これからはなくなることはありません」。

ニッチな商品づくりで存在感を示す

同社は各種精米機と白米計量機などの周辺機器を主力に、売上げの約25%を占める肥料散布機などの製品開発を手がける一方、ニッチな商品の開発にも力を入れています。

その一つが、そば、米、煎り大豆などの製粉が簡単にできる製粉機。ものづくり補助金を活用してNC旋盤を導入し、臼部分を限りなく石臼に近い形状に仕上げる技術開発に取り組みました。「石

臼で挽くと最も上質な粉ができる。しかし石臼を使うのはコスト的に無理。金属に石臼の特殊な切り込み形状を再現するためには、どうしてもNC旋盤が必要でした」と滝澤十一郎常務は明かします。



石臼の切り込み形状を金属に再現した臼

製品はコンパクトで価格を抑え、個人の利用にも対応。同社では米の有効活用を視野に、米粉が簡単にできる製品としてもアピールしていきたい考えです。

「今、農家が変わってきています。集落営農や農業法人が増える中で、今後はそういう新しい農家向けの業務用製品、しかも精米機単体ではなく、パッケージなど周辺作業まで含めたシステムの開発をメインに取り組んでいきたい。もちろん当社の市場に合った、コンパクトなシステムに限られますが」



ものづくり補助金で導入したNC旋盤

同社では独創的な技術とアイデアを活かし、ニッチな分野できらりと光る企業をめざしているようです。



カンリウ工業株式会社

代表者 代表取締役 藤森秀一

創業 1925（大正14）年4月

資本金 9,000万円

本社 塩尻市広丘野村1526-1

TEL.0263-52-1100 FAX.0263-54-2485

事業内容 農業機械の開発・製造



「経営者保証ガイドライン対応保証」について

平成26年2月1日、「経営者保証ガイドライン対応保証」が創設され取扱いを開始しました。この保証制度は、平成26年2月1日から適用が開始された「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日経営者保証に関するガイドライン研究会公表）の趣旨を踏まえて、信用保証協会が金融機関と連携して経営者保証によらない融資を推進し、中小企業者の金融の円滑化を図ることを目的とした、全国統一の保証制度です。

経営者保証ガイドライン対応保証の概要	
申込 人 資格 要件	<p>以下の（１）から（４）までのすべての要件を満たす中小企業者（法人）</p> <p>（１） 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること</p> <p>（２） 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えないこと</p> <p>（３） 法人から適時適切に財務情報等が提供されており、本制度による保証付き融資を実行後も提供すること</p> <p>（４） 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能であると判断し得るものとして、次の「無担保無保証人要件」又は「有担保無保証人要件」のいずれかに該当すること</p> <p>[無担保無保証人要件] 以下の①を充足し、かつ②又は③のいずれか１項目を充足すること</p> <p>①自己資本比率【純資産の額÷（純資産の額＋負債の額）】が20パーセント以上であること</p> <p>②使用総資本事業利益率【（営業利益＋受取利息・受取配当金）÷資産の額】が10パーセント以上であること</p> <p>③インタレスト・カバレッジ・レーシオ【（営業利益＋受取利息・受取配当金）÷（支払利息＋割引料）】が2.0倍以上であること</p> <p>[有担保無保証人要件] 以下の①及び②をとともに充足すること</p> <p>①上記の無担保無保証人要件①から③までのいずれか１項目以上を充足すること</p> <p>②法人及び経営者本人等の所有する不動産担保等にて保全の充足が図られていること</p>
保証限度額	2億8,000万円（組合等4億8,000万円）
対象資金	運転資金、設備資金
保証期間	一括返済の場合：1年以内 分割返済の場合：運転資金3年以内、設備資金5年以内（据置期間はそれぞれ6か月以内）
返済方法	一括返済または分割返済
協調融資	取扱金融機関は、本制度による保証付き融資と同時に、保証付き融資額の6割以上の金額の信用保証協会の保証を付さない融資（経営者保証に依らない無保証人融資）を、同等の融資条件（貸付金利を除く）で行うことを要する。
保証料率	0.45%～1.90%（責任共有制度の対象）
貸付利率	金融機関所定の利率　なお、協調融資の貸付利率よりも低い利率を適用する
連帯保証人	不要
担保	[有担保無保証人要件] による場合に必要

.....

詳細については、お近くの信用保証協会窓口までお問い合わせください。



ホームページ <http://www.nagano-cgc.or.jp> E-mail hosyo@nagano-cgc.or.jp

How To 労務管理



特定社会保険労務士
中村 光子 氏



育児休業期間を 延長する場合の注意点

平成26年4月から産前産後休業中の社会保険料を免除できる制度がスタートし、10月からは雇用保険の育児休業給付金の対象が拡大されました。制度利用者にとっては有利になった一方で、産休育休中の社会保険手続きは煩雑化されております。今回は、①育児休業期間中に就業した場合の育児休業給付金の取り扱いと、②育児休業期間を延長する場合の注意点をまとめてみました。

1. 育児休業期間中に就業した場合の「育児休業給付金」の取り扱い

今まで雇用保険の育児休業給付金は、支給単位期間（育児休業を開始した日から起算した1カ月ごとの期間）中に11日以上就業した場合は、支給対象外とされておりましたが、平成26年10月1日以降に初日が到来する支給単位期間からは、11日以上就業しても就業時間が80時間以下である場合には、育児休業給付金が支給され、育児のための短時間勤務にも対応できるようになりました。ただし、各支給単位期間に支払われた賃金と育児休業給付金の額の合計が休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の80%を超えるときは、超えた額を育児休業給付金から減額され、賃金だけで80%を超える場合には不支給となる調整があります。

2. 育児休業期間を延長する場合の注意点

雇用保険の育児休業給付金の支給は、原則子が1歳（パパママ育休プラス制度を利用する場合は子が1歳2カ月）に達する日までとなっておりますが、やむを得ない事由がある場合には子が1歳6カ月に達する日まで延長することができます。私に対応した事例では、子が1歳になる前に市区町村に保育園入園の申込みを行っていましたが、年度途中であるため入園できず、やむを得ず入園できるまで延長したケースがあります。給付金の延長手続きに必要な書類としては、入園申込書や入園不承諾通知書などがあります。

一方、社会保険料免除の延長手続きについては特に証明書類は必要ありませんが、当初子が1歳に達する日まで免除申出をされていてその後延長するような場合には、別途延長の申出（2回目以降の申出）が必要となります。

実際に手続きした稀な事例としては、4日間のみ延長したケースがあります。育児休業中の社会保険料免除は、「育児休業等開始月」から「終了予定日の翌日の月の前月まで」となっています。延長の結果、終了予定日が末日に変更となる場合は、保険料の免除月が1カ月伸びますので、手続きが必要です。先程の事例も、当初の育休終了予定日（子が1歳の誕生日の前日）は27日でしたが、育児休業終了日が末日に変更となったため、併せて保険料免除の延長申出を行わないと、その月分の保険料免除がされないというものでした。

また免除の申出は、育児休業期間中に行わなければならないという点も注意が必要です。延長の場合も同じであるため、たとえ4日間の延長であっても、その期間中に手続きするというルールがあります。

行政庁における許可、認可、届出の違いについて

中小企業組合士 朝間 庸介
(行政書士、登録2級建設業経理士)



事業協同組合を設立するには、行政庁へ設立認可申請をしなければいけない。事業協同組合が定款変更を行うには、行政庁へ定款変更認可申請をしなければならない。では認可とは一体どういうことをいうのか。一方、認可と似た言葉に許可がある。飲食店営業や建設業を行おうとする場合、行政庁へ飲食店営業許可申請や建設業許可申請をしなければいけない。事業協同組合で建設業の共同受注・施工を行う場合には、建設業許可を取らなければならない。この許可と認可は、どこが同じでどこが違うか。同じ点は両方とも法律の範囲内においてであるが行政庁に許可や認可の裁量権がある、ということである。行政庁の裁量権とは、法律の範囲内で、その内容によって行政庁が許可をすとかしないとか、認可をすとかしないとか判断することができ、国民はそれに不服がある場合は最終的に裁判（行政訴訟）で覆さない限りその判断には従わなければいけない。

違う点は、まず許可は法令によって一般に禁止された行為を特別の場合にその禁止が解除されることをいい、先の例でいえば、一定の内容とか条件をクリアした場合は、飲食店営業許可を出したり、建設業許可を出したりすることになる。そこでは無許可行為は行政刑罰（刑法・刑事訴訟法の対象となる罪）の対象となるが、法律行為自体は有効となる。

認可とは私人間で締結された契約や合同行為などの法律行為を補充してその法律上の効果を完成させることをいう。例えば大勢で決めたこと（事業協同組合では4人以上の組合員で決めたこと）を合同行為というが、それ自体は本来は法律上有効な行為であるにもかかわらず、中小企業の社会的地位の向上とか独禁法の適用除外とか社会政策的な意味合いが強いので、その合同行為は行政庁が認めたものでなければダメと申協法に規定されているため、認可を取らなければ効果が生じないのである。即ち認可されない行為は最初から無効となる（ただし行政刑罰の対象とはならない）。

次に行政庁への届出についてであるが、事業協同組合には「役員変更届書」とか「決算関係書類提出書」とか「解散届書」がある。届出とは、行政庁に対し、一定の事項の通知をする行為であって、法令により直接にその通知をすることが義務付けられているものをいう。即ち、届出とは行政庁の裁量権が生じない手続きで、形式的要件が整えば行政庁で受理しなければならないものである。なお「届出」を怠った場合、通常は行政刑罰は適用されず、過料という秩序罰（非訟事件手続法の対象となる罪）に処せられるだけであるが、公正取引委員会への届出のように行政刑罰の対象になるものもある。

このように行政庁における許可、認可、届出には違いがありますが、これらを知った上で行政庁に対応されるとよいと思います。

城山「下高井郡木島平村」 ～ぼくらの山 じょうの山～



城山（標高863m）



AC中村 会長
高水木材協同組合 代表理事
瑞穂木材株式会社 代表取締役
宮崎正毅 氏

ぼくらの城山（じょうのやま 高さ863m）は、飯山市との境にある萬仏山（高さ1,272m）から西方にのびる尾根の突端にあります。「城の峰」とも呼ばれており、犬飼城跡があります。

犬飼城跡では、本郭の平らな部分は30m×30mの広さがあり、北側に高さ2～5mの大きな土塁があります。本郭より東方へ上る尾根には5条の空堀があり、西方は本郭に接して深さ5m、幅2m、長さ36mの1条の空堀があります。また、南方にのびる尾根の傾斜は比較的ゆるやかで、45mほど下ると、深さ5m、幅4m、長さ25mの空堀があり、さらに下方には深さ2m以下の浅い空堀が5条ほどあり、所々に人工的に大きな石を置いたように見えます。この尾根は稲荷の稲泉寺に続いています。本郭からは中世（鎌倉～室町時代）の陶器類、穀物の炭化物が発見されています。ここからは木島平、飯山市方面が見渡せ、眺めはこの地方随一といえます。城山の規模も雄大で、犬飼郷の主城にふさわしいものであったといえます。

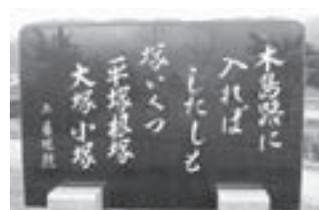
私が学んだ木島平北部小学校では、毎年子どもたちがこの城山に登って、歴史の勉強をしたり、共に遊んだ小学校の山でした。

5年程前の小学校の統合

により、木島平北部小学校は木島平小学校に統合され、ぼくらの城山登山はなくなってしまいました。

木島平北部小学校のあった中村地区では、AC中村（Athletic Club Nakamura）が中心となり、育成会と一緒に毎年子どもたちと城山に登ることになりました。なかなかいい話ではないでしょうか、高齢化が進む村ですが、若い世帯も地域に親しむことを大切にしています。

長野県内には北アルプスをはじめたくさんの素晴らしい山々があります。その一方で身近な里山もたくさんあります。ぼくらの城山のように、幼いころから親しんだ山は忘れがたいものです。このような山に入り、親しみ、遊ぶことで森林を健全に保ち、水源を守り、おいしい水をもたらし、おいしい米をつくることができると考えています。



城山への 行き方

飯山市内国道117号線から中央橋を渡り国道403号線を蛭川橋まで進み県道38号線に入り木島平村穂高和栗へ向かう。

JR飯山駅より長電バス飯山・野沢線「和栗入り口」で下車。バス乗車時間約20分

出前講座開催報告！

長野県中小企業団体中央会（以下「中央会」）は、若手人材を地域中小企業の戦力にするため、「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」に取り組んでいます。この事業の一環で諏訪東京理科大学と清泉女学院大学において出前講座を開催しました。参加学生は2回とも、中小企業経営者の生の声を熱心に聴講していました。

第1回目は、平成26年6月18日（水）16:20～17:50、茅野市の諏訪東京理科大学において開催。講師は塩尻市の㈱サイベックコーポレーション相談役平林健吾氏。



テーマは「投資28億円の夢工場（地下）で自動車メーカーへ貢献する中小企業」。36人の学生が聴講しました。

より良い品質の製品を創り他社との差別化を図るため、最高の環境を備えた国内でも有数の地下工場を建設。大手を押さえ2013年第1回日経ものづくりアワード大賞を受賞。また、2014年には経済産業省おもてなし経営企業選にも認定されており、社員の意欲と能力を最大限に引き出す社風が評価されています。

夢工場建設の思いを語られた後、学生が企業を選ぶ際の企業選びに係るポイント、企業の求める人材、そしてサイベックが求める人材等、下記の内容について具体的かつ分かりやすく説明していただきました。

- ・夢工場建設への思い
- ・将来性のある産業
- ・企業が要求する人材
- ・私が選ぶ理想企業
- ・当社に必要な人材



諏訪東京理科大学

最後にステージ上に並べられた金型や部品見本を見ながら説明があり、学生たちは手に取り大変熱心に耳を傾けていました。

第2回目は、平成26年10月2日（木）9:00～10:30、長野市の清泉女学院大学で開催。講師は長野市のハイブリッド・ジャパン㈱代表取締役山浦悦子氏。テーマは「ものづくり産業の現状と将来性」ー我が社の強みと若手人材に期待することー。30人の学生が聴講しました。



父親が戦死し、母の苦勞を見て育った過去に触れられてから、人として生きるための重要なヒントを一つ一つ大きな声でかみしめるように諭されました。

- ・メモを取る→書いて覚える。書いたものを使う。
- ・体験して覚える、覚えたものを実行する。
- ・能力がない→先輩のやり方を覚える。
- ・心の化粧
- ・友を多く持つ→人脈→助けてくれる。
- ・満足より感動。感性をみがく。

続いて「ガソリンが無くなったら困ること」をテーマにグループワークを行い発表。時間の制約もありもっぱら講師への質問となりました。



清泉女学院大学

【担当】 長野県中小企業団体中央会 人材確保・定着支援事業係 西村、西條、吉村
 〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館4F
 TEL 026-228-1171 FAX 026-228-1184 E-mail jinzai@alps.or.jp
 人材確保・定着支援事業ホームページ

長野県中央会 人材

来春卒業予定高校生の 就職に関する要請

10月22日(水)、長野県高等学校教職員組合(高教組) 細尾俊彦委員長ほかが来会され、来春卒業予定者の採用拡大などについての要請がありました。

高教組による9月末時点の調査では、就職希望者約2,500名のうち、現在まで約1,500名が内定を得ましたが、約4割ほどにあたる、約1,000名が就職先をがんばって探しています。1,000名中、製造業を希望しているのは約4割、商業・サービス業は約5割、建設業は約1割となっているとのことです。

就職希望者の多くが県内就職を希望しており、長野県の将来を担う若者の就職枠拡大と就職促進について、会員の皆様には、より一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。



けがの共済
傷害共済



経営者の労災24時間

中小企業経営者のベストパートナー

経営者傷害共済 (傷害共済K型)

企業防衛の第一歩は、経営者への備えから!

ケガによる死亡補償

2,000[※]万円

後遺障害・入院・通院も対象となります。

※満75歳以上の方は、1,000万円となります。

詳細はパンフレットをご覧ください。

- 24時間補償 ●業種や職種、年齢にかかわらず一律の共済掛金
- 法人で負担した共済掛金は損金計上可能

継続は
85歳まで!

けがの共済

長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

☎0120-86-9431

【北信支部】長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

【東信支部】上田市常田2丁目20-26 トキダビル3階

【中信支部】松本市中央1丁目23-1 松本商工会館3階

【南信支部】諏訪市高島2丁目1201-40 RAKO華乃井ホテル ナレス1階

【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいた会館3階

TEL.026(269)0885

TEL.0268(24)1789

TEL.0263(33)0510

TEL.0266(78)4033

TEL.0265(24)7099

中国料理 皇華

2014年11月21日 オープン (予定)

新たに生まれ変わる洗練された店内で、四川料理を中心として上海・香港の技法を取り入れた“本格中国料理”の品々をご堪能ください



※デザインパス



宴会・婚礼 打ち合わせサロン

2014年11月21日 オープン (予定)



※デザインパス



Hotel Metropolitan Nagano

ご利用に便利なJR長野駅前
スペースを贅沢に使った
優雅なレストラン・バーや
機能性の高いバンケットルーム
開放感溢れるガーデンチャペル
そして7タイプ全235室の客室まで
シティホテルにふさわしい
グレードと快適さを整えて
皆様をお迎えいたします



ホテルメトロポリタン長野
<http://www.metro-n.co.jp>

※写真は全てイメージです

平成26年度 下請取引適正化推進講習会を開催します。

信用は
適正払いの
積み重ね

親事業者の下請取引担当者を対象に、下請法及び中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底するために下請取引適正化推進講習会を下記の日程にて開催します。

日時：平成26年11月21日（金）13:30～17:00

場所：JA長野県ビル 大会議室

申込・お問い合わせ先：関東経済産業局産業部中小企業課下請代金検査官室

TEL：048-600-0325 FAX：048-601-1294 URL：http://www.kanto.meti.go.jp/

参加無料
(交流会のみ会費制)

松本城
(松本市内)

美ヶ原高原のシンボル
「はしりの塔」
(長和町)

上高地河童橋
(松本市安曇)

旧開智学校
(松本市開智)



がんばる中小企業を応援します！

一日中小企業庁 in 信州

～信州企業の“強み”を活かして“未来”を拓く！～

日時 ▶ 平成26年 **11月28日** 金
10:00～18:45

会場 ▶ ホテルブエナビスタ グランデ (3階)



長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

14:00～15:30 …【中小企業フォーラム①～長野県百年企業〈信州の老舗〉表彰/中小企業支援施策紹介】

お問い合わせ先 長野県産業政策課 電話：026-235-7192

申込方法 ホームページ上 (<http://www.1day-smea.jp/shinshu/>)にてお申し込みいただくか、申込書をダウンロードのうえFAX(026-234-7496)でお申し込みください。

☆働きやすい職場環境づくり
「企業の社会的責任 (CSR)」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
“あなたにもできる。”
ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgのCO₂削減”

わが社にも**退職金制度**！

「中退共」は、中小企業のための国の退職金制度です。掛金助成や税法上の優遇が受けられ、社外積立だから**管理も簡単**。退職金はぜひ**中退共におまかせ**ください。

【お問合せ先】(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
☎03(6907)1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

中小企業レポート
MONTHLY REPORT

2014
11
No.456

第456号 平成26年11月10日発行
購読料年間 3,000円 (消費税・送料込み)
発行人 佐々木正孝
発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町 131-10
長野県中小企業会館内 4F
TEL.026-228-1171
印刷所 カシヨ株式会社

その先の夢へ 中小企業とともに。



商工中金

個人のお客さま向けの定期預金です。

高めの金利設定
(当金庫内比較)

固定金利の半年複利
(元本保証)

1年、2年、3年から
期間が選べる

安心、確実、お得に増やす

定期預金

マイハーベスト

商工中金は、国とともに、中小企業をサポートする公的金融機関です。

長野支店 〒380-0814 長野市西鶴賀町 1483-11 TEL:026-234-0145

諏訪支店 〒392-0026 諏訪市大手 1-14-6 TEL:0266-52-6600

松本支店 〒390-0811 松本市中央 2-1-27 松本本町第一生命ビル1F TEL:0263-35-6211

<http://www.shokochukin.co.jp/>



人を思う。未来を思う。

商工中金